

## 個別注記表

記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式・・・・・・・・・・ 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの・・・・・・・・・・ 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの・・・・・・・・・・ 移動平均法による原価法

##### (2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ・・・・・・・・・・ 決済日の市場価格等に基づく時価法

##### (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

製品、商品、原材料・・・・・・・・・・ 移動平均法による原価法

貯蔵品・・・・・・・・・・ 最終仕入原価法による原価法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

建物（建物附属設備は除く）

###### a 平成10年3月31日以前に取得したもの

旧定率法を採用しております。ただし、当社の事務所用資産（本社社屋及びテーブルマーク築地ビル）については旧定額法を採用しております。

###### b 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの

旧定額法を採用しております。

###### c 平成19年4月1日以降に取得したもの

定額法を採用しております。

建物以外（リース資産は除く）

###### a 平成19年3月31日以前に取得したもの

旧定率法を採用しております。

###### b 平成19年4月1日以降に取得したもの

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10～50年

機械装置及び車両運搬具 4～10年

##### (2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。

### (4) 長期前払費用

均等償却によっております。

## 3. 引当金の計上基準

### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失の発生に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

### (2) 賞与引当金

従業員の賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

### (3) 売上割戻引当金

売上割戻金の支出に備えて、売上額を基準とした当事業年度に負担する見込額を計上しております。

前事業年度までは流動負債の「その他」に含めて表示しておりましたが、当事業年度において重要性が増したことから区分掲記しております。なお、前事業年度の「売上割戻引当金」は 1,011 百万円であります。

### (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により、それぞれ発生の翌事業年度から毎期費用処理しております。また、過去勤務債務については、発生した事業年度に費用処理しております。

## 4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項.

### (1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

### (2) 負ののれんの償却方法

負ののれんの償却につきましては、5年間の均等償却によっております。

## 5. 重要な会計方針の変更

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法については、従来、総平均法による原価法によっておりましたが、基幹系業務統合システムの導入を機に、価格変動の影響を迅速かつ適時に在庫評価に反映させ、財政状態及び期間損益をより適正に表示するため、当期において移動平均法による原価法に変更しております。なお、当該変更による営業損失、経常損失及び当期純損失に与える影響は軽微であります。

(2) 退職給付債務の計算における割引率については、「「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）」（平成20年7月31日（企業会計基準第19号））を適用し、期末における安全性の高い長期の債券の利回りにより算定することとしております。なお、当該変更による営業損失、経常損失及び当期純損失に与える影響はありません。

## 6. 表示方法の変更

- (1) 前事業年度において区分掲記しておりました流動資産の「前払費用」は、当事業年度において重要性に乏しいため、流動資産の「その他」に含めて表示しております。なお、当事業年度における「前払費用」は157百万円であります。
- (2) 前事業年度において区分掲記しておりました投資その他の資産の「長期前払費用」及び「保証金」は、当事業年度において重要性に乏しいため、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。なお、当事業年度における「長期前払費用」30百万円、「保証金」604百万円であります。
- (3) 前事業年度において区分掲記しておりました流動負債の「未払費用」、「未払法人税等」、「預り金」、「前受収益」及び「短期リース債務」は、当事業年度において重要性に乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。なお、当事業年度における「未払費用」539百万円、「未払法人税等」153百万円、「預り金」76百万円、「前受収益」15百万円及び「短期リース債務」104百万円であります。
- (4) 前事業年度において区分掲記しておりました固定負債の「長期リース債務」は、当事業年度において重要性に乏しいため、固定負債の「その他」に含めて表示しております。なお、当事業年度における「長期リース債務」205百万円であります。
- (5) 前事業年度における特別損失の「固定資産処分損」は、当事業年度においては「固定資産除却損」と「固定資産売却損」に区分しております。また「固定資産除却損」及び「貸倒引当金繰入額」は、当事業年度において重要性に乏しいため、特別損失の「その他」に含めて表示しております。なお、当事業年度における「固定資産除却損」180百万円、「貸倒引当金繰入額」74百万円であります。

### (貸借対照表に関する注記)

#### 1. 資産に係る減価償却累計額

- |                    |            |
|--------------------|------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 31,255 百万円 |
|--------------------|------------|
- 上記減価償却累計額には、減損損失累計額166百万円を含んでおります。

#### 2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

- |                    |            |
|--------------------|------------|
| (1) 関係会社に対する短期金銭債権 | 10,911 百万円 |
| (2) 関係会社に対する長期金銭債権 | 35,228 百万円 |
| (3) 関係会社に対する短期金銭債務 | 4,402 百万円  |
| (4) 関係会社に対する長期金銭債務 | 30,360 百万円 |

#### 3. 保証債務

下記の会社等の金融機関からの借入金に対して保証を行っております。

青島加藤吉食品有限公司	180 百万円
威海威東日綜合食品有限公司	585 百万円
三豊ケーブルテレビ放送(株)	307 百万円
(株)光陽	188 百万円
(株)加ト吉フードレック	151 百万円
コック食品(株)	175 百万円

下記の会社の取引先からの仕入債務に対して保証を行っております。

(株)グリーンフーズ及び川万水産(株)に対する保証極度額 5,400 百万円

この他に子会社の銀行借入金に対し、経営指導念書を差し入れております。

青島加藤吉食品有限公司 589 百万円  
(43 百万人民元)

#### 4. 退職給付債務に関する事項

イ. 退職給付債務	△2,384 百万円
ロ. 未認識数理計算上の差異	△215 百万円
ハ. 貸借対照表計上額純額(イ+ロ)	△2,599 百万円
ニ. 退職給付引当金	△2,599 百万円

(追加情報)

2009年11月1日より退職金制度の一部にポイント制を導入致しました。当該制度導入に伴い生じた過去勤務債務41百万円については、当期に一括処理しております

#### 5. 事業用土地の再評価

当社は、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成11年3月31日公布法律第24号)に基づき、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

##### ・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める地方税法第341条第10号の土地課税台帳に登録されている価格で算定する方法及び同条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額にて算定する方法を併用して算出しております。

・再評価を行った年月日・・・・・・・・・・・・・・・・平成14年3月31日

・再評価を行った土地の期末における

時価と再評価後の帳簿価額との差額・・・・・・・・△1,096 百万円

#### (損益計算書に関する注記)

##### 1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	440 百万円
仕入高	23,137 百万円
運賃・保管料等	4,269 百万円
営業取引以外の取引高	5,274 百万円

### (株主資本等変動計算書に関する注記)

#### 1. 当期末における発行済株式の種類及び株式数

普通株式	38,028,000 株
A種種類株式	16 株

### (税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### (1)流動

繰延税金資産	
売上割戻引当金	642 百万円
その他	429 百万円
繰延税金資産小計	1,071 百万円
評価性引当金	△1,071 百万円
繰延税金資産合計	— 百万円
繰延税金負債合計	— 百万円
繰延税金負債の純額	— 百万円

#### (2)固定

繰延税金資産	
貸倒引当金	10,815 百万円
退職給付引当金	1,050 百万円
投資有価証券並びに関係会社株式	17,745 百万円
繰越欠損金	7,710 百万円
その他	105 百万円
繰延税金資産小計	37,427 百万円
評価性引当金	△37,427 百万円
繰延税金資産合計	— 百万円
繰延税金負債	
差額負債調整勘定	3,179 百万円
その他	185 百万円
繰延税金負債合計	3,364 百万円
繰延税金負債の純額	3,364 百万円

### (金融商品に関する注記)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、必要な資金を事業環境等の変化に応じて効率的に調達することとし、日本たばこ産業株式会社及び銀行借入れにより調達しております。また、一時的な余裕資金は、短期的な貸付金により運用しております。

デリバティブは、輸入取引の為替変動リスク緩和を目的として利用しており、投機的な取引は行わないこととしております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 22 年 3 月 31 日(当期の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる場合は、次表に含めておりません。(注 2)を参照ください。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	1,225	1,225	—
(2)受取手形 貸倒引当金(*1)	371 △3		
	368	368	—
(3)売掛金 貸倒引当金(*2)	24,230 △202		
	24,028	24,028	—
(4)未収入金 貸倒引当金(*3)	3,491 △13		
	3,478	3,478	—
(5)短期貸付金	8,746	8,746	—
(6)投資有価証券	5,283	5,283	—
(7)関係会社長期貸付金 貸倒引当金(*4)	35,228 △8,130		
	27,097	27,094	△3
(8)破産更生債権等 貸倒引当金(*5)	26,175 △25,941		
	233	233	—
資産計	70,461	70,458	△3
(1)買掛金	12,950	12,950	—
(2)短期借入金	14,640	14,640	—
(3)未払金	3,186	3,186	—
(4)長期借入金	30,360	30,412	52
負債計	61,137	61,189	52
デリバティブ取引(*6) ヘッジ会計が適用されていないもの	(991)	(991)	—
デリバティブ取引計	(991)	(991)	—

(\*1)受取手形に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(\*2)売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(\*3)未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(\*4)関係会社長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(\*5)破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(\*6)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

### 資 産

(1)現金及び預金、(2)受取手形、(3)売掛金、(4)未収入金並びに(5)短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (6)投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所の価格によっております。

- ① 投資有価証券の当事業年度中の売却額は 3,251 百万円であり、売却損の合計額は 1,827 百万円であります。また、投資有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	取得原価又は 償却原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	(1)株式	3,585	4,086	500
	(2)その他	—	—	—
	小計	3,585	4,086	500
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	(1)株式	1,092	970	△122
	(2)その他	335	227	△107
	小計	1,427	1,197	△230
合 計		5,013	5,283	270

②上記の表中にある「取得原価又は償却原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当事業年度において、投資有価証券で時価のある株式について 677 百万円減損処理を行っております。

## ③当事業年度中において保有目的が変更となった株式

関連会社株式として保有していた㈱ハブの株式を、一部売却し、持分法適用の範囲から除外したことにより、その他有価証券に変更しております。

関連会社株式として保有していた㈱アーバンフーズの株式を、同社の破産手続きが開始され、また当社の役員が同社の役員を兼ねていないことにより、その他有価証券に変更しております。

## (7)関係会社長期貸付金

当社では、長期貸付金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、貸倒懸念債権については、同様の割引率による見積キャッシュフローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等により、時価を算定しております。

## (8)破産更生債権等

破産更生債権等については、担保及び保証による回収見込額等について貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

## 負債

### (1)買掛金、(2)短期借入金並びに(3)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### (4)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## デリバティブ取引

### ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引対象物の種類ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価差額損益並びに当該時価の算定方法は、以下の通りであります。

時価の算定方法は、取引金融機関から提示された価額等によっております。

(単位:百万円)

区分	デリバティブ 取引の種類等	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の 取引	為替予約取引 買建	5,480	2,894	△752	△752
	米ドル				
	売建	3,767	2,416	△116	△116
	米ドル				
通貨スワップ 買建	1,796	—	△122	△122	
米ドル					
合計		11,044	5,310	△991	△991

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
投資有価証券(非上場株式)	1,321
関係会社株式	28,393
関係会社出資金	6,214
長期未払金	5,096

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュフローを見積もるには過大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価の算定をしておりません。なお、投資有価証券(非上場株式)については「(6)投資有価証券」には含まれておりません。

#### (貸貸等不動産に関する注記)

重要性が乏しいことから記載を省略しております。

#### (関連当事者との取引に関する注記)

##### 1. 親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引 金額	期末 残高
親会社	日本たばこ産業株	— (直接100%)	資金の借入・貸付 商品の売上・仕入 役員の兼任	短期貸付金 ※1	7,752	7,752
				長期借入金 ※2	36,800	36,800

※1. JTグループの有効な資金運用のための一時的な預け入れであります。

※2. 当社を含むグループ会社への設備投資、長期運転資金に関する借入を行っております。  
なお、当該残高には、一年内返済予定の長期借入金が含まれております。

## 2. 子会社及び関連会社

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引 金額	期末 残高
子会社	(株)加ト吉 フードレック	直接 100% (一)	当社製品物流管理等、資金の貸付、役員の兼任	長期貸付金※1	900	8,542
子会社	栄和総合リース(株)	直接 100% (一)	建物賃借、資金の貸付 役員の兼任	長期貸付金※1 現物出資※2	△6,500 5,000	2,770 —
子会社	一品香食品(株)	直接 100% (一)	当社製品の製造等、資金の貸付、役員の兼任	長期貸付金※1	1,691	1,691
子会社	(株)サンジェルマン	直接 100% (一)	資金の貸付	長期貸付金※1	—	7,700
子会社	(株)グリーンフーズ	直接 100% (一)	商品の売上・仕入、資金の貸付、役員の兼任	長期貸付金※1 現物出資※3	△3,100 7,668	5,250 —
	(株)グリーンフーズ	直接 100% (一)	商品の売上・仕入、資金の貸付、役員の兼任	債務保証※4	5,400	—
	川万水産(株)	間接 100% (一)	—			
子会社	富士食品工業(株)	直接 100% (一)	商品の売上・仕入、資金の貸付、役員の兼任	長期貸付金※1	2,223	2,223
				事業譲渡※5	1,131	—
子会社	Thai Foods International Co., Ltd.	直接 100% (一)	商品の仕入、資金の貸付	長期貸付金※1	421 (146 万バーツ)	1,569 (546 万バーツ)
子会社	加ト吉水産(株)	直接 51.1% (一)	当社製品の製造等、資金の貸付、役員の兼任	長期貸付金※1	△500	2,000
関連会社	スリースター インターナショナル(株)	直接 20% (一)	—	破産更生債権等※6	—	1,406

※1. 設備投資、運転資金に関する貸付を行っており、これらの貸付利率については当社調達金利を参考にしております。

なお、当該貸付金の回収が長期に亘るものについて 7,869 百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において 107 百万円の貸倒引当金戻入益、3,434 百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

※2. 現物出資の取引金額は貸付債権を現物出資したものであります。

※3. 現物出資の取引金額は貸付債権 3,800 百万円、子会社株式 1,359 百万円及び売掛金 2,509 百万円を現物出資したものであります。

※4. 債務保証の取引金額は、保証極度額を計上しております。

※5. 調味料事業の譲渡で、当該譲渡に伴う譲渡益を 283 百万円計上しております。

※6. 関連会社の破産更生債権等に対して 1,406 百万円の貸倒引当金を計上しております。

## (1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	1,390 円 88 銭
1 株当たり当期純損失	578 円 52 銭

## (追加情報)

### 1. 重要な係争事件

当社は、平成20年11月10日に、舟山港明食品有限公司、舟山加藤佳食品有限公司及びその株主である浙江海氏実業集团有限公司から訴訟を提起されております。

浙江海氏実業集团有限公司(以下「原告1」)、舟山港明食品有限公司(以下「原告2」)及び舟山加藤佳食品有限公司(以下「原告3」)は、当社が原告らとの間で合意したとする事項を履行しなかったことにより、原告2及び原告3が営業を継続することが不能となったことに伴い損害が発生したこと、並びに原告2及び原告3の親会社である原告1において、その出資持分相当の損害が発生したとして、当社に対しこれら損害額49,680百万円の賠償を請求する訴訟を提起したものであります。

当社は、原告との間で原告が主張するような合意を行った事実はなく、原告の請求する損害賠償に応じる理由は全くないと考えております。当社の正当性につきましては、今後の裁判において主張してまいります。